平成２０年（フ）第３５５９号
名古屋市東区泉３丁目４番６号　野村ステイツ橦木町南304号
破産者　中田　　剛
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８５４号
名古屋市中村区角割町４丁目28番地
破産者　森脇　幸治
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９３３号
愛知県小牧市中央２丁目168番地　グランステイツ小牧604号、開始決定時の住所愛知県春日井市廻間町字大洞681―47　東海記念病院
破産者　村瀬　利隆
法定代理人成年後見人　石黒輝久江
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２９２号
名古屋市中川区露橋１丁目11番17号
破産者　鬼頭　孝道
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６１８号
愛知県小牧市中央５丁目54番地　メゾン・イースト105、住民票上の住所三重県桑名市外堀157番地
破産者　野村　　治
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７７号
愛知県海部郡蟹江町錦１丁目20番地　マンション錦303号
破産者　よし善こと　清水　義雄
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第５２３号
埼玉県本庄市児玉町宮内175番地２、開始決定時の住所埼玉県川越市大字今福2760番地10アルト・トーレ101号
破産者　山口　友江
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４１号
埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地　８―302、開始決定時の住所埼玉県坂戸市西坂戸５丁目21番15号
破産者　西川　博久
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４９号
石川県七尾市なぎの浦123番地
破産者　山田冨士男
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２０年（フ）第５３７号
大津市雄琴５丁目14番66号、前住所滋賀県高島市今津町大供732番地19
破産者　下田　洋一
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２３号
鹿児島県いちき串木野市本浜町204番地
破産者　南新　　誠
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３９６２号
札幌市白石区南郷通12丁目南６番１号　サウスウィンド101号
破産者　奥山　雅文
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６号
青森市大字浜田字豊田109番地２　グリーンコーポ浜田２号―202
破産者　数納　武夫
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
秋田市下浜長浜字芹沢道脇143番地
破産者　冨岡　勝見
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６０号
兵庫県加西市三口町1048番地
破産者　稲岡幸一郎
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１号
兵庫県加西市三口町771番地の１
破産者　稲岡　敬之
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部